

## 山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査 制度における「一括計上価格」の取扱いについて

山口県農林水産部農村整備課

農村整備課所管の業務委託において、積算内訳書に「一括計上価格」が含まれる場合の調査基準価格の算定は、下記の表の①から⑤までに掲げる額の合計額（千円未満切り捨て）とし、その額が予定価格に110分の100に乗じて得た額の10分の8を超える場合にあっては、10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては、10分の6とする。（いずれも千円未満切り捨て）

業種区分	①	②	③	④	⑤
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費に 10分の4.8を乗 じて得た額	一括計上価格の 額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費に 10分の4.5を乗 じて得た額	一括計上価格の 額

この取扱いは、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知するものから適用する。